

諮問番号：諮問第 253 号

答申番号：答申第 253 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

嘉麻市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

- (1) 障害年金の受給について申告をしたが、通院中の医療機関 A へ病状調査をしていないため就労の可否について判断がされていない。
- (2) 大腸ガンステージ III b の判断を受けていることを申告したにもかかわらず、医療機関 B へ十分な病状調査を行っていない。（医療機関 B からは健康診断の調査依頼であったと聞き取っている）
- (3) 最初にガンの診断（2 年前）を受けたかかりつけの医療機関 C へも病状調査が行われていない。
- (4) 前記(2)に関しては、経済的に通院することができなかつた為 1 年以上通院が遠のいていたことを嘉麻市生活支援課相談員にも伝えていたが、却下理由が経済的理由のみで医療費の増加による困窮についての検討がなされていない。
- (5) 処分庁は、「生活状況等を聴き取るとともに、申請書類一式を受領した。」と主張しているが、審査請求人の妻（以下単に「妻」という。）の病状の訴えを十分に聞き取りを行わずに病状調査を行っている。

生活困窮により、治療費を捻出できず、病院に通院できていないことを訴えたにもかかわらず、罹患している大腸ガンの経過についての明確な目的を記載せずに検診命令を発付し、審査請求人が申し出た、妻が現在の経過観察を行っている医療機関 C への調査も行わなかつた。

なお、医療機関Cは、妻の大腸ガンの最初の診断を行ったところであり、大きな検査以外は通院をしている。

このことは、十分に聴き取りを行ったとは認めることはできない。

妻が保護申請時に医療機関Bに通院し、検査を行ったときに掛かる費用として、50,000円近くなることのあるとの申し出を行ったにもかかわらず、検診結果に記載された検診命令の費用について語った、18,000円との根拠のない見込額が記載されており、十分な聴き取りを行っていないのは明白である。

また、妻が通院中の医療機関Aには、病状調査も行わず「稼働も可能なような健康状態」と記載されている。

妻は、申請時の申し出のとおり障害基礎年金2級を受給しており、稼働について処分庁が判断することは違法であり、少なくとも病状調査をもって判断がなされるべきである。

以上のように、医療費の捻出に苦慮して、相談した審査請求人に対して、処分庁は十分な調査を行わずに要否判定を行っており、法の相互扶助の原則を無視した判断である。

また、申請時に社会福祉協議会の福祉資金の緊急小口資金が滞っており、食費も事欠き食糧支援を行っており、生活が逼迫していることを認知しているにもかかわらず、将来収入が増加することを理由に一度は、相談窓口で所謂「門前払い」を受けており、また処分庁が記載のとおり、収入はむしろ減少している。

3か月平均の収入のみではなく、増収が見込まれる根拠についても、明確なものは記載されておらず、処分庁の担当者の見込みで判断されている（記載のとおりむしろ減少している）。

以上、処分庁は十分な調査を行わずに、検討がなされており、十分な調査を行えば、最低生活費の算定も根本から覆される可能性があり、処分庁の主張は成り立たない。

なお、医療機関C、医療機関Aには妻から、保護の申請を行って、病状調査が行われるとの申し出を行っていたが、処分庁からは、何も連絡がなかったことを確認している。

## 2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国の通知に則って適正に行われており、違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 審査請求人世帯の保護の要否について

令和5年5月24日に審査請求人は法に基づく生活保護の開始を求める申請を行っており、同年6月7日に、処分庁は審査請求人世帯の保護要否判定を行っている。

同年6月7日における保護の要否について、最低生活費である生活費、医療費及び住宅費の合計は176,690円(158,690円+18,000円医療費聞き取り)であり、これは、審査請求人世帯の資産申告及び世帯の状況の聞き取りを踏まえ、法令等に基づき適切に算出されたものであると認められる。

また、審査請求人の令和5年2月分から4月分の給与の3か月平均額及び妻の障害基礎年金(2級)並びに年金生活者支援給付金の合計である収入充当額は196,475円であり、これらは、審査請求人世帯の収入申告を踏まえ、法令等に基づき適切に算出されたものであると認められる。

そして、審査請求人の最低生活費と収入充当額を比較すると、収入充当額の方が最低生活費を上回ると認められるため、保護の要否は否となることが認められる。

なお、本件申請時点である令和5年5月24日における保護の要否も否となることが認められる。

以上のとおり、処分庁が審査請求人世帯について保護を要する状態にないと判断したことに不合理な点はない。

#### 2 審査請求人の主張について

審査請求人は、医療機関Bには経済的に通院することができなかつた為1年以上通院が遠のいていたことを嘉麻市生活支援課相談員にも伝えていたが、却下理由が経済的理由のみで、医療費の増加による困窮についての検討がなされていないと主張している。

また、審査請求人は、処分庁が妻の病状の訴えを十分に聞き取らずに病状調査を行っており、妻が現在の経過観察を行っている医療機関Cや、通院中の医療機関Aには病状調査を行っておらず、医療費の捻出に苦慮して、相談した審査請求人に対して、十分な調査を行わずに要否判定を行っており、法の相互扶助の原則を無視した判断を行っている旨の主張をしている。

これらのことは、処分庁が経済的事情で妻が医療機関Bに通院していなかつたこと

を考慮せず、医療機関A及び医療機関Cに対する病状調査を行っていないことから、保護要否判定において医療費の増加による困窮に関し十分に検討していないことを理由に、本件処分を取り消すべきであると主張するものであると解される。

このことについて、令和5年5月26日、嘉麻市福祉事務所の職員は審査請求人宅を訪問し、妻に対し、医療費の1か月見込について、医療機関Aが3,000円、医療機関Cが15,000円であると聞き取りを行っている。

また、令和5年6月7日付けケース診断会議記録票（診断票）には、妻が大腸がんの術後1年以上医療機関Bを未受診である旨が記載されている。

そして、令和5年6月7日付け保護却下通知書には、決定した理由として、「要否判定の結果（主）の就労収入と（妻）の障害年金により最低生活維持可能につき、却下します。」と記載されている。

これらのことから、処分庁は、審査請求人世帯への聞き取りによって、本件申請時点における審査請求人世帯の通院先や、支出が見込まれる医療費について確認した上で、最低生活の維持が可能であると判定し、本件処分を行ったものと認められるので、処分庁が保護要否判定において医療費の増加による困窮に関し十分に検討していないことを理由に、本件処分を取り消すべきであるという審査請求人の主張を採用することはできない。

その他、本件処分に違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和6年2月13日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和6年5月16日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

法第24条第3項では、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否等を決定し、申請者に対して書面をもってこれを通知しなければならないとされており、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第10では、保護の要否は、原則として当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入との対比によって決定することとされている。

る。

処分庁は、審査請求人世帯の最低生活費である生活費、住宅費及び医療費を認定するにあたり、審査請求人世帯の状況及び同世帯からの聞き取り内容等を踏まえ、法令等に基づき適切に算出していることが認められる。

また、審査請求人世帯における収入についても、審査請求人から提出された収入申告書等を踏まえ、法令等に基づき適切に算出していることが認められる。

これらを対比した結果、審査請求人世帯においては、収入が最低生活費を上回り、保護の要否が否となることが認められることから、本件処分を行った処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小原 清信

委員 内田 敬子

委員 谷本 拓也